

【資料－２】

徳山ダムの弾力的な運用検討会規約（改定案）

（趣 旨）

第1条 本会は、「徳山ダムの弾力的な運用検討会」（以下「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

（目 的）

第2条 本検討会は、徳山ダム下流の揖斐川の河川環境の保全と向上を図るため、徳山ダムに貯留した揖斐川の流水の正常な機能を維持するための水を放流するにあたり、生態系等を考慮した流量変動をさせるための運用（以下、「弾力的な運用」という。）について検討することを目的とする。

（構 成）

第3条 検討会は、学識経験者からなる委員、利水関係者、関係自治体で構成し、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員の互選によって座長を置き、座長は会務を総理するとともに、検討会の開催にあたって会を招集する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代理する。
- 5 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、検討会に構成員以外のものの出席を求めることができる。

（情報公開）

第4条 検討会は原則公開とする。

（所 掌）

第5条 検討会は、以下の事項について検討し、指導や助言を行う。

- (1) 「徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」で出された意見を参考にした弾力的な運用
- (2) 試験運用のモニタリング方法及び試験運用結果の評価
- (3) 流水の正常な機能の維持に関する事項
- (4) その他

（事 務 局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社（以下「中部支社」という。）が協働で行うこととし、中部支社に置く。

（そ の 他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年8月27日から施行する。

(一部改正) 平成21年2月24日

平成21年7月17日

平成26年2月 3日

平成26年4月 1日

平成28年2月29日

平成29年3月 2日

令和 4年3月28日

令和 5年9月 日

徳山ダム弾力的な運用検討会 名簿

分類	氏名	専門分野	所属
学識経験者	木村 妙子	底生生物	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
	谷口 義則	魚類	名城大学人間学部 教授
	藤田 裕一郎	河川	岐阜大学 名誉教授
	松尾 直規	環境水理	中部大学 名誉教授

分類	所属
利水関係者	揖斐川土地改良区 事務局長
	西濃用水土地改良区連合 事務局長
	高須輪中土地改良区 事務局長
	中須川土地改良区 理事長
	福東輪中土地改良区 理事長
	イビデン株式会社 エネルギー統括部 統括部長
	中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 水力事業部 運営・技術グループ 課長
	海津市産業経済部 農林振興課長
関係自治体	岐阜県県土整備部 河川課長
	三重県県土整備部 河川課長

(敬称略)